

第3回名勝円山公園保存管理計画策定委員会 議事録（要旨）

日時：平成27年5月7日（木）14：00～16：30

場所：職員会館かもがわ 第5会議室

1 開会

（1）あいさつ

（藤原局長）

- ・今年度末に予定している保存管理計画策定に向けて、今回を含めて計3回、本策定委員会を開催する。より良い計画を策定するためにも忌憚のないご意見を頂戴したい。
- ・本日の策定委員会では、保存管理計画の素々案を報告し、特に、現状変更等の取扱方針及び取扱基準と再整備（修復）についてご意見を頂戴したいと考えている。
- ・事務局を務めている京都市建設局みどり政策推進室では、今年度より名勝円山公園を担当する人員の充実を図った。保存管理計画の策定はもとより、計画に基づいた再整備（修復）、その後の利活用に向けて更なる取組の充実を図っていききたいと考えている。

（2）出席者の紹介

2 議事

（1）はじめに

（尼崎委員長）

- ・議事に基づき委員会を運営する前に、文化庁より青木調査官が来られているので、最初に挨拶いただきたい。

（青木調査官）

- ・前策定委員会までの成果を踏まえ、本策定委員会では計画素々案を事務局から提示いただいた。この資料をたたき台により具体的な内容について議論いただければと考えている。

（2）平成27年度取組について

1）資料説明

- ・事務局から、資料1の説明。

2）質疑応答

A

- ・資料に平成28年度に再整備（修復）計画検討委員会とあるが、体制や本策定委員会との関係等、どのような形で運営することを想定しているのか。

（事務局）

- ・再整備（修復）計画検討委員会の具体的な体制については検討中である。なお、本策定委員会は、保存管理計画を策定した段階で終了という形になる。再整備（修復）計画検討委員会の体制等については、改めてご意見をいただきたいと考えている。

(3) 第2回名勝円山公園保存管理計画策定委員会 指摘事項の対応について

1) 資料説明

- ・事務局から、資料2の説明。

2) 質疑応答

A

- ・前策定委員会の指摘事項の対応については、資料3-2の該当箇所等、概ね事務局の対応で問題ないと考えている。

(4) 名勝円山公園保存管理計画（素々案）について

1) 保存管理

(ア) 資料説明

- ・事務局から、資料3-1、資料3-2の88頁までを説明。

(イ) 質疑応答

A

- ・現状変更等の実態として昭和52年以降の実績に基づいて整理しているが、名勝指定が行われた昭和6年から昭和51年までの現状変更等に関する資料はないという理解でよろしいか。
- ・昭和6年以降に無断で行われた現状変更もあったかと思われるが、そのような行為に関する確認はどのように行うのか。

(京都府 岸岡副課長)

- ・昭和51年以前の現状変更等に関する資料は残っていない。

A

- ・流れ護岸の整備等、現状に至るまで様々な行為が行われたと推測されるが、今後、再整備を行う際にそのような資料が記録として残っていれば判断に役立つ。

B

- ・現状変更等の取扱方針及び取扱基準について記載している71頁から85頁まではものすごくわかりにくいと感じている。
- ・昭和52年以降の現状変更等に関わる行為の実態を整理したことについては良いと思うが、その実態を踏まえて、現状変更等の取扱をどうするのかという考え方が資料に出てきていない。
- ・どのような行為が国許可になるのか、それとも市許可で済ませるのか。そのような判断が資料としてわかりづらい。
- ・例えば、80頁の後半に「恒常維持管理は現状変更行為とみなされないまさに『維持の措置の範囲』の行為である」とあるが、そのような行為をどのように分類しているのかということが資料から見えてこない。

- ・具体的に、どのような行為を国へ現状変更として申請するのか、それとも市の判断で済ませるのか、また、81 頁にある現状変更に相当しない行為とはどのような行為を指すのかという中身を記載しないとイケないのではないか。

C

- ・例えば、78 頁の表 26 にあるサクラ植樹は現状変更申請が必要な行為であるのか。

B

- ・サクラ植樹は現状変更申請が必要な行為である。
- ・現状変更申請に基づいて文化庁の許可を得て行った行為であると思うが、円山公園のどこにでもサクラの植樹を行ってもいいというわけではないので、そのような判断に基づいて文化庁が許可した行為であると思う。

(青木調査官)

- ・ご指摘のとおりである。

D

- ・昭和 40 年代に市民の森の区域にある働く少年の像周辺の整備に携わった経験がある。その際に現状変更申請を行ったかどうか、許認可にまで携わったわけではないので実情はわからないが、本資料に記載されている現状変更等の取扱基準が円山公園全域に係る基準として書かれており、区域別に現状変更が必要な行為、必要でない行為と整理されていないからわかりづらいのではないか。

B

- ・市民の森の区域でも、地形の改変を伴う行為は現状変更が必要な行為であると考える。

A

- ・現状変更として申請し許可を得た上で行っている行為やそうでない行為が積み重なった結果、現状に至っていることは確かである。

B

- ・現状変更等に係る行為の実績を踏まえ、例えば、今までは軽微な行為として現状変更申請を行ってこなかったが実際は申請が必要な行為ではないかという判断して、具体の取扱基準を定めていくことが必要である。
- ・剪定など、全ての行為を国へ申請する必要もないと思うので、その整理が不十分である。
- ・どのような行為者がいて、実態として何件程度現状変更申請に基づく行為が行われたのかという実態を把握したという分析は重要だと思う。
- ・想定される行為に対して、どう対応していくのかということを保存管理計画に記載しておかないと、京都市としても使い勝手が悪い計画になるのではないか。
- ・例えば、公共インフラ施設の整備でも、大規模な範囲に及ぶ行為については現状変更の申

請が必要であるなど、京都市の現状変更申請を取り扱う担当者が代わっても取扱基準を共有できるような記載にしておかないと困るのではないか。

(事務局)

- ・現状変更申請に基づく行為の実績を踏まえ、どのような行為が現状変更申請を要する行為で、一方、現状変更申請が必要でない行為は何なのかということを整理したのが81頁である。
- ・なお、現状変更申請が不要と考える軽微な行為は82頁の現状変更等の取扱基準の2)に整理し、その具体的な行為を例示した。

D

- ・委員会資料は、事前送付いただいているので目を通してきている。
- ・行政としてどのように対応すべきかを判断することと、行政として判断が難しいため、委員会に意見を伺うことと整理して事務局として資料説明を行うべきではないか。

(事務局)

- ・事務局としては、82頁の現状変更等の取扱方針及び取扱基準についてご意見を伺いたいところである。

A

- ・意見としては、現状変更等の取扱基準がわかりにくい、実態がわかりにくいという意見がでた。
- ・84頁と85頁に記載されている現状変更の手続きのフローは、保存管理計画を運用する際に必要な内容であるしわかりやすい。マニュアル的な役割を果たしていると思う。

B

- ・73頁に表21として申請・届出の手続きの種類とその区分を整理しているが、昭和52年以降に現状変更申請として取り扱った行為が、国許可に基づく行為なのか、市許可に基づく行為なのかということもわからない。
- ・昭和52年から現在に至るまでの実態が不明瞭であるならば、今後、どのように現状変更申請を仕分けしていくのかということに記載しておく必要がある。
- ・今まで曖昧にしてきたところなので難しいのかもしれないが、今後想定される行為を表21に基づいてどのように取り扱っていくのかという考え方を保存管理計画に記載することが骨子である。

A

- ・マニュアルを整理する必要があるというご指摘かと思う。

(京都府 岸岡副課長)

- ・委員に指摘いただいているところは、課題がなんなのかということだと思う。

- ・様々な目的の委員会があるが、保存管理計画の検討を目的とした委員会の運営は難しい。というのも、現状と課題、保存管理の方針、現状変更等の取扱基準、整備方針と順序立てて議論を深めていく必要があるが、その前段となる課題が明確に整理できていないから議論が深まらなると指摘されているのではないか。
- ・37 頁に課題を整理いただいているが、現状変更等の取扱基準を定めるにあたって、課題を踏まえどのような点が課題となっているので、委員会としてご意見を伺いたいという説明をされたほうが意見を出しやすい。そうするとおのずと取扱基準は、どのように定めたらいいのかということも決まると思う。

A

- ・個人的には、昭和 51 年以前の現状変更に関する資料の収集をしてもらいたい。再整備を検討する際の資料として必要になると思う。

D

- ・円山公園をこれからどのように整備していくのかということ議論することが重要であると思う。再整備の内容を検討することが、現状変更等をどのように取り扱っていくのかという議論につながっていくのではないか。

A

- ・81 頁の前書きなど、文章表現が難しい部分があるので再検討いただきたい。81 頁から 83 頁の部分が、現状変更等の取扱方針及び取扱基準の基本的な部分だとするならば、再度、整理する必要がある。
- ・81 頁の恒常維持管理、緊急修理、定期修理という用語もわかりにくい部分もあるので整理が必要だと思う。

(文化庁 青木調査官)

- ・法律に基づく部分なので、詳細にご意見を伺うのは難しいところもあろうかと思う。
- ・一つは、これまでの現状変更行為を整理されていることは良いと思うが、そこで止まってしまっている。保存管理計画にこれまでの現状変更行為の実績を記載する必要はない。実績の分析を踏まえて、今後、どのような行為が想定されるのかということに記載しないといけない。委員 B の指摘のとおり、国への申請が必要な行為なのか、市の判断に基づく行為なのか、または、現状変更が不要な行為を一覧表で整理すればよいと思う。
- ・例えば、軽微な剪定や清掃などは、現状変更が不要な行為の欄に記載すればよいし、新しく植樹をする場合などは、土地の形状の変更を伴うので、国への申請が必要な行為の覧に記載すればよい。
- ・82 頁の 2) に箇条書きにされている行為が想定される行為かと思うが、これを一読しただけでは、国への申請が必要なのかどうなのかが明確にわかりにくい。想定される行為を国への申請が必要なもの、市で判断するもの、現状変更申請が不要なものとして整理し、それに当てはまらないものは、文化庁との協議を要すると記載いただければと思う。
- ・市建設局も、その一覧表を見れば、現状変更申請等をどのように取り扱えばいいのかとい

う判断基準にもなる。一覧表になってないと使い勝手が悪い計画になってしまうので、再度検討いただきたい。

- ・78 頁の表 26 も、現状変更の取扱基準を定めるべき箇所に記載する必要はないと思う。むしろ、どのような活用がされているのかという部分で必要な情報である。
- ・また、文章全体に言えることであるが、法又は省令等の概要が法律の条文であるかのように誤解を招く表現になっている。まとめるならまとめる、そのまま記載するなら記載するとはっきりしたほうが良い。もし法律の条文を載せるのであれば、参考資料とする方法もあるので、箇条書き程度にまとめるほうが良いと思う。
- ・特に、82 頁の 2) のハ、ホ、ヘは円山公園独自のことを記載しているはずなのに、これだけ読むと法律の条文にこのことが入っているかのような印象を受けてしまう。法律の条文ではないことを明確に区別できるよう記載しないと困る。木竹の伐採は、どの条文を根拠にしているのかが分からない。
- ・委員 B からも指摘があったが、これまでの現状変更の実績を再度見直して、本来国にまで申請すべき現状変更が申請されていないような実態があるのならば、保存管理計画の策定を契機に見直して取扱基準として定める必要がある。
- ・今までの実績を踏まえて、今後想定される行為を整理し、その取扱基準を定める必要があるのに、今までの取扱基準をそのまま継続しようとしているが、それでは駄目なので検討が必要だと思う。

(京都府 岸岡副課長)

- ・37 頁に名勝円山公園の課題を整理いただいている。その課題を踏まえ、今後、どのような現状変更が想定されるなど、課題を例示し取扱基準を説明いただければわかりやすかったのではないかと感じている。

A

- ・様々な指摘があったが、取扱基準の記載内容にリアリティが伴っていないということかと思う。
- ・また、課題については既に整理ができていたので、今までの現状変更に基づく実績を踏まえて取扱基準にどう反映していくのかということかと思う。
- ・その整理を踏まえた上で、委員会のどのような意見を伺いたいのかという説明をしてほしいという委員 D の指摘であると思う。

E

- ・現状変更等の取扱方針及び取扱基準の部分が、1 章からの前段の部分の検討成果がうまく反映できていないように感じる。特に、3 章では保存管理方針を定めたので、その方針に基づいて取扱基準をどう定めたのかという議論があるべきだと思うが、その部分をうまくつなげて、最後の落としどころである現状変更等の取扱基準を整理する必要があると思う。
- ・一覧表で前段をどのように受けて、取扱基準を定めているのかということがわかるように整理いただければと思う。

C

- ・46 頁の本質的価値の3点目として、武田五一と植治による公共空間の庭づくりとしたが、この部分がなかなかしっくりこなかった。そこで、当時の植治が円山公園の整備に携わるなかで何をしたのかということ再度振り返ったところ、やはり琵琶湖疏水から給水した水を使って庭づくりをしたという功績が大きいのではないかと考えた。このことは画期的なことであったと思うので、文章に琵琶湖疏水のことを追記してほしい。
- ・また、整備の段階において、琵琶湖疏水の給水をどう取扱うのかということも検討する必要があると考えている。

A

- ・琵琶湖疏水から給水したことは本質的価値に関わる重要な点であるとのこと指摘である。事務局で再度本質的価値の文章を修正いただきたい。

(事務局)

- ・指摘を踏まえ文章を修正する。

2) 再整備（修復）

(ア) 資料説明

- ・事務局から、資料3-2の89頁以降と、トイレ整備に関する京都新聞投書を踏まえた京都市として円山公園におけるトイレ整備の考え方を説明。

(イ) 質疑応答

A

- ・資料等についてご意見を伺いたい。

B

- ・トイレ整備についてであるが、京都市としては今後トイレの充実を図るという方針であるということか。これ以上、トイレを増やすとなると円山公園がトイレだらけになるのではないか。そういう方針がいいのかどうかということは根本的な問題であると思う。
- ・例えば、京都市の公園ではゴミ箱を設置しないということをされている。そういう発想があってもいいのではないかと思う。極論であるが、同じ考え方で公園として設置するトイレを無くしてもいいのではないかと考えている。その代わり、便益施設に協力いただきトイレを無料開放して、観光客が店内に入ることで、便益施設にとってもメリットが生まれるのではないだろうか。
- ・観光としての観点もあるので、保存管理計画のなかでトイレの整備の話を議論することがいいとは思わない。

A

- ・トイレ整備のことが例になったが、再整備（修復）の章では、名勝という空間のなかで整備がどうあるべきなのかということに記載する必要がある。

- ・トイレ整備など、個別の課題については再整備（修復）計画検討委員会などを設置し、具体的な整備内容について議論を深めていくということになる。
- ・本章では、古写真を用いながら景観の問題についても触れる必要があると思う。

D

- ・円山公園の魅力とは、都市公園であっても山麓からの眺望や、便益施設、庭など多様な魅力があることである。その魅力を今後どのように守り育てていくか、あるいは、それが大きくき損している箇所についてはどのような対応をしていけばいいのか。
- ・例えば、91頁の園池に作庭当時の景観を取り戻すため、流れや橋の修復、樹木の整理を行うという文章があるが、植治が行った庭づくりであることを踏まえると、この文章だけでは捉えきれない要素が多く秘めている。
- ・資料1で平成28年度に再整備（修復）計画検討委員会を開催し、実施設計等を検討するとの説明があったが、本策定委員会では、どこまでの範囲を議論する必要があるのか。そうであるならば、再整備（修復）計画検討委員会の議論を踏まえて、保存管理計画を見直すということも必要になるのではないか。

B

- ・表29に対象区域毎の再整備（修復）の考え方を提示しているが、簡単に書きすぎていると思う。各区域の中身をもう少し書き込む必要がある。
- ・例えば、圓山山麓であれば、都市部への眺望や山麓としての空間的な広がりを楽しむことができるような再整備（修復）を行うことが基本的な考え方であると思う。そういう考え方に基づいて、実際に樹木を除間伐するなどの行為を記載する必要がある。
- ・園池も同様で、植治が庭づくりを行った日本庭園が都市公園のなかに質の高い空間をつくりだしている。そのような空間を再整備（修復）するために、具体的にどのような行為が必要であるのかということ、もう少し丁寧に記載する必要がある。
- ・基本的な考え方を書くべき箇所なので、考え方と実際に行う行為はレベルが違うので、その点を区別して書かないといけないのではないか。

A

- ・個別に具体的な行為を列挙するのでは、区域として本質的価値を踏まえた再整備（修復）の考え方が何なのかということが分かりにくいという指摘かと思う。
- ・本章で基本的な考え方をしっかり書いておけば、具体的な箇所については次の再整備（修復）に関する検討委員会で議論すればよいということになる。

D

- ・基本的なことを整理しておかないと、今回の資料では、何が大事で、何が魅力であるのか、また、その上で再整備（修復）を行うにあたっての課題が見えてこない。ただ単に、護岸や橋の修復を行えば、園池の魅力を取り戻すことができることはないということをはっきりと指摘しておきたい。

C

- ・私どもが持っている写真と現状を比較するとだいぶ景観が変容している。名勝にふさわしい雰囲気があってこそその名勝であると考え。しかしながら、現状はその雰囲気が損なわれているので、これからそれをどのように取り戻そうとしているのかということだと思う。
- ・賑わいにも伝統行事に関するものや新しい賑わいもあろうかと思う。再整備を行う上で、どのような賑わいをつくり出すのかという前提を議論し決めていく必要がある。

A

- ・前回の委員会で、委員Eから円山公園の整備に係る全体像を見定めていく必要があるとの指摘があった。文言としては、だいぶ記載されてきたが、実態としてどうなのかということが委員会として共有できていない部分もある。
- ・委員Cから指摘もあったが、事務局として時系列でどの程度の古写真があるのかということも整理する必要がある。そういうことがないと再整備を検討する際の資料が十分でないということになる。

D

- ・委員会規定で部会を設けるという項目がある。保存管理計画策定委員会で部会を設けることがスケジュール的に難しいのならば、再整備に関わる検討委員会において部会を設けて、それぞれの区域の議論をする必要があるのではないか。区域別に議論するだけでも、相当の時間を要する内容であると思う。
- ・事務局に確認したいが、保存管理計画策定委員会で別途部会を設けて検討を行う予定はないということか。

(事務局)

- ・委員会規定では部会を設けることは可能であるが、本策定委員会では部会の開催は予定していない。計5回で保存管理計画を策定する予定である。

D

- ・再整備の検討委員会へ議論をつなげていくためにも、93頁の園池の流れのコメントに記載しているような文言ではなく、どのような文言を記載するのかについては本検討委員会として議論する必要がある。

E

- ・91頁の表29の各区域の再整備の考え方として、各区域をどのように整備していくのかという未来像がでてこない議論が難しい。キャッチフレーズは書いていただいたが、実際にどのような景観やビジョンが立ち上がってくるのかということを示し、そのためにこういう再整備をするという書き方のほうがよいと思う。
- ・本章のタイトルが再整備(修復)となっている意図を説明してほしい。戻すものは戻して、今の用途に足りないものは足していくということも必要かと思う。整備に関する項目も記載していかないといけないのであれば、再整備(修復)という範囲には収まらないので、

タイトルとして適切でないと感じる。

- ・表 29 でも修復するものと足すものが一緒に記載されている。修復するのか、新たに作るのか分けて書くことで意図が明確になる。

D

- ・ビジョンや夢は、本検討委員会で示して欲しいということが行政の主旨であると思う。今後の再整備に関する委員会や部会で、どれを残すべきか、新たに作るべきなのかということを明確に示していかないといけないが、本検討委員会ではまずビジョンを示すことが必要である。

A

- ・前回の委員会で現地視察をしたが、現地で感じたことをビジョンとして委員会でまとめるという作業が必要なかもしれない。

B

- ・委員 E のご指摘のとおり、再整備（修復）というタイトルは適切ではないのかもしれない。再整備というと手法の一つでもあるので。例えば、円山公園の復興に向けてというタイトルでもいいのではないか。

D

- ・魅力ある円山公園の整備に向けてというタイトルではどうか。ビジョンを提示していることが読み取れるタイトルにする必要がある。

B

- ・図 45 の再整備のイメージにあるような空間構成のなかで、再整備の考え方を提示しているということがわかるような説明が必要である。

A

- ・トイレの整備の説明の際に、主要動線について説明があったが、実際の動線はもっと複雑であると思う。再整備を検討する際には、利用動線の実態も把握する必要がある。

E

- ・人にどう見せたいのか、どう歩かせたいのかということにつながると思うので、やはりビジョンのなかに利用動線の把握の必要性については盛り込んでおく必要がある。

A

- ・本委員会の指摘を踏まえると、フラストレーションが溜まっているように感じるところもあるので、ビジョンに関する議論をもう一度する必要があると思う。

B

- ・円山公園の魅力の一つは便益施設である。料亭など、便益施設は歴史的にも重要な役割を果たしてきた。行政的には対応が難しい部分もあろうかと思うが、便益施設も多様な魅力の一つであるので、そのことについて評価する必要がある。植栽や適正化という文言だけでは、本質的な魅力を引き出すための再整備の考え方になっていないと思う。
- ・音楽堂も同様である。野外音楽堂は市民にとって歴史的にも重要な施設であるので、そういう歴史性を今後どう活かしていくのかということも基本的な考え方として記載すべきである。

A

- ・行政としては、音楽堂について別途検討する必要があるとしてこのような文言に落ち着いたのであろうと推測するが、そうであったとしても本検討委員会として音楽堂の今後のあり方についてその基本的な考え方を議論し提示しておく必要があると考える。
- ・行政としては別に方針があるとしても、本検討委員会として議論をしておかないと全体としての方向性を共有しづらい。
- ・委員会として再度現場を視察し、どのような論議をしたのかということを取りまとめていただく機会を設けたい。

C

- ・文章だけではなかなか判断が難しいところがある。現地視察を行うことは賛成である。

(5) その他

A

- ・最後に青木調査官からの指摘を受けたいと思う。

(文化庁 青木調査官)

- ・計画書スタイルとして資料ができたのは、今回が初めてかと思うので、前半部分についてご指摘もあろうかと思うので、事務局で確認し対応いただきたい。
- ・目次構成について検討すべきところもあるが、委員Bから防犯・防災についての指摘もあったが目次として立ち上げる必要があるのかどうかは判断が必要である。資料のなかで、防犯・防災に触れている部分もあるが、公園という公共性が高い空間でもあるので、項目として一つ立てておいてもいいのではと思う。
- ・概要として、立地、地形、地質、位置の資料を入れる必要がある。また、歴史環境として非常に特色のある公園であるので、周辺文化財の分布を示した資料を追加する必要がある。
- ・また、総合計画など、円山公園を上位計画のなかでどう位置づけているのかということも整理している必要がある。

A

- ・公園として広域避難場所にも指定されているので、項目として追加しておくべきである。
- ・また、歴史資料として古写真の整理をしていただければ助かる。参考資料として追加しておけば

資料の充実できる。

- ・今回の委員会では様々なご意見があったので、第4回委員会を開催する前に現地視察を行い、委員の認識の共有を図る機会を設けたいと考える。

3 閉会

(1) 第4回委員会の日程調整

- ・7月17日(金)13時から15時半で開催することとした。
- ・なお、会場については後日改めて案内をさせていただくこととした。

(2) 現地視察の日程調整

- ・6月12日(金)13時から16時で開催することとした。
- ・なお、集合場所は京都市緑化協会会議室とした。

(3) 閉会